

熊取町議会委員会会議録

議員全員協議会

平成29年3月17日開催

熊取町議会

目 次

〔議員全員協議会（3月17日）〕

平成29年度税制改正（市町村税関係）（案）について	1
その他	4
1. 熊取町第4次総合計画の策定について	4
2. 福祉医療費助成制度の再構築における府の考え方（案）について	5

議員全員協議会

月 日 平成29年3月17日（金曜）招集

場 所 熊取町役場北館3階大会議室

出席議員	1	番	文野慎治	2	番	重光俊則
	3	番	浦川佳浩	4	番	阪口均
	5	番	坂上昌史	6	番	鱧谷陽子
	7	番	二見裕子	8	番	渡辺豊子
	9	番	服部脩二	10	番	矢野正憲
	11	番	佐古員規	12	番	河合弘樹
	13	番	江川慶子	14	番	坂上巳生男

欠席議員 なし

説明員	町長	藤原敏司	副町長	中尾清彦
	企画部長	貝口良夫	企画部理事	明松大介
	総務部長	南和仁	総務部理事	林利秀
	総務部理事	阪上敦司	健康福祉部長	小山高宏
	健康福祉部理事	山本雅隆	政策企画課長	橘和彦
	財政課長	東野秀毅	人事課長	道端秀明
	税務課長	阪上高寛	保険年金課長	野津博美
事務局	局長	阪上清隆	書記	阪上章

案 件

- 1) 平成29年度税制改正（市町村税関係）（案）について
- 2) その他
 1. 熊取町第4次総合計画の策定について
 2. 福祉医療費助成制度の再構築における府の考え方（案）について

議長（重光俊則君）皆さん、こんにちは。本日はお忙しい中、議員全員協議会にご出席を賜り、ありがとうございます。

なお、本協議会には、町長ほか関係職員の出席をいただいております。

ただいまの出席議員は14名全員であります。定足数に達しておりますので、ただいまから議員全員協議会を開会いたします。

（「13時30分」開会）

議長（重光俊則君）本日の案件は、平成29年度税制改正（市町村税関係）（案）についての件であります。

なお、発言をされる方は、必ずマイクを使っていただきますようお願いいたします。

それでは、案件1、平成29年度税制改正（市町村税関係）（案）の件を説明願います。阪上税務課長。

税務課長（阪上高寛君）それでは、平成29年度税制改正（市町村税関係）（案）につきましてご説明申し上げます。

資料のほうをごらんいただけますでしょうか。

「平成29年度税制改正の大綱」につきましては、平成28年12月22日に閣議決定され、これに基づく地方税法等の一部を改正する法律案が平成29年2月7日に国会に提出されております。そのうち、

市町村税に関する主な概要につきまして、順次ご説明させていただきます。

まずは1点目、個人住民税関係でございます。

①の配偶者控除・配偶者特別控除の見直しでございます。こちらについては、配偶者の扶養に入るために就業時間の調整を行っているといった喫緊の課題に対応するため、改正を行うものでございます。

まず、アの配偶者控除の改正内容でございますが、現行は、所得割の納税義務者の合計所得に関係なく、配偶者の合計所得が38万円以下であれば一律の控除額が適用されているところですが、改正後につきましては、表のとおり所得割の納税義務者の合計所得により4段階に区分され、納税義務者本人の合計所得が900万円以下であれば現行と同額を、900万円超から950万円以下については現行の3分の2を、950万円超から1,000万円以下については現行の3分の1を減額とし、また1,000万円を超える方については配偶者控除を適用しないというものでございます。

次に、イの配偶者特別控除でございますが、現行制度においては、配偶者の合計所得が38万円を超え76万円未満である場合、その配偶者の合計所得に応じて表のとおり段階的に控除額が異なっておりましたが、今回の改正では、2ページにわたって3つの表を記載しておりますが、納税義務者本人の合計所得についても加味され、配偶者控除と同様、900万円以下、900万円超から950万円以下、950万円超から1,000万円以下の3段階に区分し、配偶者の合計所得についても控除が適用される上限額を現行の最大76万円未満から123万円以下まで適用できるように拡充を行い、納税義務者の合計所得の区分並びに配偶者の合計所得の両方を考慮した上で控除適用額が決定するような仕組みを構築するように改正するものでございます。

なお、納税義務者の合計所得が1,000万円を超える場合は、従前どおり配偶者特別控除の適用はありません。

資料の4ページに、説明させていただいた改正内容をわかりやすく記載しているものを添付しておりますのでごらんください。

下段の表でございます。縦に納税義務者本人の給与収入、あと、括弧書きが合計所得となっており、横に配偶者の給与収入、括弧書きが合計所得となっております。表のとおり、納税義務者本人の合計所得により控除額が低減するとともに、配偶者の合計所得に応じて控除額は段階的に低減される仕組みとなるように改正するものでございます。

資料の2ページにお戻りください。

中段の米印でございますが、この個人住民税の改正につきましては平成31年度から適用され、また、見直しに係る個人住民税の減収額は、全額国費で補填されることとなっております。

続きまして、2点目の軽自動車税関係でございます。

①の軽自動車税におけるグリーン化特例（軽課）の見直しでございます。こちらにつきましては、消費税の増税に伴う経過措置として、平成27年度税制改正において設けられたものでございますが、消費税の増税が2年半延長されたことに伴いまして、環境性能基準に応じて税率を軽減するグリーン化特例も重点化を行った上で引き続き適用するものでございます。

表をごらんください。左側に現行、また右側については改正案となっております。

今回の変更点でございますが、表の中段以降、電気自動車等の下の2020年度燃費基準プラス20%がプラス30%を達成に、またその下の、2020年度燃費基準達成がプラス10%達成に環境性能基準を引き上げたものとなっております。こちらにつきましては、新規新車登録期間が平成29年4月1日から平成30年3月31日までに取得した車両については平成30年度に限って、また、平成30年4月1日から平成31年3月31日までに取得した車両については平成31年度に限って、環境性能区分に応じて税率を軽減するものでございます。

続きまして、3ページをごらんください。

3点目の固定資産税関係でございます。

①の居住用超高層建築物に係る課税の見直しについてでございます。こちらにつきましては、高

さが60メートルを超える建造物、いわゆるタワーマンションについて、最近の取引価格の傾向を踏まえて1階を100とし、階が1増すごとに10を39で除した数を加えた数値を加算していくといった、階層別専有床面積補正を導入するものでございます。実際の実売価格と同様、高階層に居住する方の負担する固定資産税を高く、低階層に居住する方の固定資産税を安くするように補正率を導入するものでございます。

なお、建築物1棟当たりの固定資産税の総額につきましては、改正の前後で変更はございません。こちらにつきましては、平成30年度から新たに課税される建築物から適用されることとなっております。

続きまして、②の保育の受け皿整備の促進のための所要の措置についてでございます。こちらにつきましては、待機児童の解消に向けての税制面での措置でございます。

まず、アの企業主導型保育事業に係る課税標準の特例措置の創設にあたり、わがまち特例を導入についてですが、今年度新たに創設されるものでございまして、平成29年4月1日から平成31年3月31日までの間に、子ども・子育て支援法に基づく政府の補助を受けた事業主等が一定の保育に係る施設を設置する場合、いわゆる認可外保育施設で政府から運営補助金の交付を受けている場合において、当該施設の用に供する固定資産の課税標準を、最初の5年間について、国の基準である価格の2分の1を参酌して、3分の1以上3分の2以下の範囲内において市町村の条例で定める割合を乗じて得た額とするものでございます。こちらにつきましては、平成30年度の課税から適用するものでございます。

次に、イの家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業または定員5人以下の事業所内保育事業の用に直接供する家屋及び償却資産に係る課税標準の特例措置について、わがまち特例を導入するものでございますが、こちらにつきましては、課税標準を現行制度の価格の2分の1から国の基準である価格の2分の1を参酌して、3分の1以上3分の2以下の範囲内において市町村の条例で定める割合を乗じて得た額とするものでございます。こちらにつきましても、平成30年度課税から適用するものでございます。

続きまして、③の市民緑地の認定制度の創設に伴う課税標準の特例措置の創設についてでございますが、都市緑地法の改正に伴い緑地保全・緑化維持法人が土地を所有し、または無償で借り受けて市民緑地を設置また管理する場合には、その用に供する土地に係る固定資産税の課税標準についてわがまち特例を導入するもので、こちらにつきましては、課税標準を最初の3年間について国の基準である価格の3分の2を参酌して、2分の1以上6分の5以下の範囲内において市町村の条例で定める割合を乗じて得た額とするものでございます。こちらにつきましては、改正土地緑地法の施行後、平成31年3月31日まで当該措置を行うものでございます。

なお、今回説明させていただいた固定資産税関係の改正に該当する課税客体につきましては、現段階においては本町にはございません。

今回説明させていただいた税制改正に係る対応につきましては、4月1日から施行が必要であるものにつきましては税条例の改正を専決処分とさせていただき、その改正内容につきましては直近の議会で報告させていただきたいと思っております。また、その他の条例の改正議案につきましては、その後の議会定例会への上程を予定しているものでございます。

以上、平成29年度税制改正（市町村税関係）（案）のご説明とさせていただきます。

議長（重光俊則君）ただいま説明がありました本件について、質疑があれば承ります。質疑はありませんか。坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）ただいまご説明いただきました固定資産税関係の③のところで、緑地保全・緑化維持法人という言葉が出てきたんですが、これはどういうものでしょうか。

議長（重光俊則君）阪上税務課長。

税務課長（阪上高寛君）こちらにつきましては、基本的に本町で該当するであろうと思われる団体ですが、NPOグリーンパークが該当するのではないかと考えているところでございます。

議長（重光俊則君）よろしいですか。

14番（坂上巳生男君）はい。

議長（重光俊則君）ほかに質疑ありませんか。阪上総務部理事。

総務部理事（阪上敦司君）先ほどのちょっと補足ですけれども、グリーンパークさんが対象になるであろうということですが、あくまでもこの法律に基づいた事業をされた場合ということで、現時点で対象になるというわけではございません。

議長（重光俊則君）ほかに質疑はありませんか。よろしいですか。鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君）同じところなんですけれども、この課税標準の特例措置の創設ということで、3年間について価格の3分の2を参酌して2分の1以上6分の5ということになっていると、6分の5になったら、3分の2よりも高くなるのではないかと思ったんですけれども、その辺についてはいかがなんでしょうか。

議長（重光俊則君）阪上税務課長。

税務課長（阪上高寛君）6分の5を、要は減額するような形になります。すみません、ちょっと……

議長（重光俊則君）阪上総務部理事。

総務部理事（阪上敦司君）基本的には、最初の3分の2というのが国の参酌基準ということで、目安が3分の2ということで、わがまち特例ですので、市町村の実情に応じてそこをより厳しくするとかより緩くするところはある程度、市町村に裁量が委ねられているということで、6分の5のほうが大きくなるということで、マックス6分の5まで減額ができるということです。

議長（重光俊則君）よろしいですか。

6番（鱧谷陽子君）はい。

議長（重光俊則君）ほかに質疑はありませんか。坂上昌史議員。

5番（坂上昌史君）2ページのところで、米印の「見直しに係る個人住民税の減収額は、全額国費で補てんされる」となっているんですけれども、これはこの31年度だけなんですか、それともずっとなのか。

議長（重光俊則君）阪上税務課長。

税務課長（阪上高寛君）こちらにつきましては31年度課税から、要は基本的に減収になってくると思いますので、それ以降について国費から補填されるといった内容で聞いております。

議長（重光俊則君）よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これをもって、平成29年度税制改正（市町村税関係）（案）の件を終了いたします。

以上で、本日の案件は終了いたしました。

その他、何かご報告等があれば承ります。橘政策企画課長。

政策企画課長（橘 和彦君）それでは、お手元に資料を2枚配付させていただいてございます。熊取町第4次総合計画の策定状況についてということと、別紙で策定工程の資料をつけさせていただいております。現状の総合計画の策定状況を、一旦この場をおかりしてご報告させていただきます。

まず、別紙でつけております策定工程、こちらにつきましては、昨年9月の議員全員協議会でもお示しした工程で、これまで取り組んでまいりました。現状、この策定工程にほぼ沿った形で進んでおります。

その内容につきましては、策定状況についてということで資料のほうをごらんください。

まず、策定の経過でございますが、先ほども言いました議員全員協議会、5月に第4次総合計画の策定方針についてということでご報告した後、9月に策定体制と策定工程についてということと、これまで二度、議員全員協議会の場でもご報告させていただいてきたところでございます。このご報告内容に基づきまして、これまで総合計画の策定体制として総合計画審議会の立ち上げ、また、まちづくり懇話会の立ち上げ、そして内部の部長級で組織する策定委員会の立ち上げということで、

3つの組織を運営して策定を進めてきております。

まず、ちょっと飛ぶんですけども、2番目のまちづくり懇話会をごらんください。

まちづくり懇話会につきましては、広く住民の計画への参画、また町の将来像のご意見を広くいただくということで、懇話会を立ち上げてご意見をいただいていたところでは、3回のワークショップを行いまして広く意見をいただきました。審議の内容につきましては、その資料のとおりでございます。

懇話会のメンバーとしましては、各種団体の代表者、また公募委員、募集をかけたんですけども1名の公募委員、また3名のパブリックモニターということで、審議をいただいたところでございます。また、このまちづくり懇話会での町の将来像のイメージを参考の意見といただきながら、昨年の12月から総合計画審議会ということで立ち上げたところでございます。今、この場にいらっしゃる議員の中からも4名ご参画いただきまして、3回の審議会を経たところでございます。

まず、第1回につきましては、会長、副会長の選任ということで、審議会では和歌山大学の山田先生が会長に、また実験所の所長の川端先生が副会長に選任されまして、審議を尽くしてきたところでございます。また、この審議会の資料等につきましては、終了後、議会にも資料として提供させていただいているところでございます。

3点目の策定委員会につきましては、内部の副町長をトップとする組織でございます。基本的には審議会に諮っていく案、これを内部の組織で審議する組織としまして、審議会の前段でこれまで4回の会議を経てきたところでございます。

現状、さきの3月2日の第3回総合計画審議会におきまして、基本構想のたたき案を示しまして、ご意見をちょうだいしたところでございます。総合計画におきましては、3層構想といういわゆる基本構想、それを受けました基本計画、そしてより具体的な実施計画という形で、現状、基本構想の部分を議論させていただいているところでございます。

2ページをごらんください。

今後の予定でございます。大きくは、先ほどの策定工程に示させていただいておりますけれども、直近の予定としましては、第4回の総合計画審議会をこの4月に開催する予定としてございます。この中では、基本構想の案をお示しさせていただいてご意見をいただきまして、内容を固めていきたいと考えてございます。ですので、第5回以降はより具体的な基本計画の審議のほうに移っていく予定としてございます。当然、総合計画審議会の前には、順次内部の組織である策定委員会を開催するとともに、最終的には12月の議会に基本構想、基本計画をお示ししまして議決をいただく予定としてございます。また、議会のご報告の前には、当然、住民に広く意見をいただくということで、パブリックコメントも実施の予定としてございます。

策定状況と今後の予定につきましてご報告させていただきました。

以上でございます。

議長（重光俊則君）今の報告での説明について質問があれば、よろしいですか。

（「なし」の声あり）

じゃ、その次の報告があればお願いします。野津保険年金課長。

保険年金課長（野津博美君）それでは、福祉医療費助成制度の再構築における府の考え方（案）につきましてご報告申し上げます。

まず、再構築の内容をご説明する前に、現行の医療費助成制度につきまして簡単にご説明申し上げます。

本日、資料につきましては、お席のほうにお配りさせていただいておりますので、そちらをごらんいただきまして、資料1ページ左側の下の枠ですけども、現行制度の概要をごらんください。

こちら、医療費助成は医療機関の窓口での2割あるいは3割の自己負担額について、要件に該当する場合公費で助成するというものでございます。直接の実施主体は市町村で、その助成実施額については大阪府が補助要綱に基づき補助するというもので、老人医療、障がい者医療、ひとり親家

庭医療、乳幼児医療、こちらは本町でいいますところの子ども医療でございますが、この4つがございます。

このうち老人医療、障がい者医療、ひとり親家庭医療費助成につきましては、本町の助成の対象者、所得制限とも大阪府の補助要件と同じでございます、事業費の2分の1が大阪府から補助されるものでございます。

4つ目の子ども医療費助成につきましては、町の助成範囲と大阪府の補助範囲が異なっていることはご存じいただいておりますとおりで、大阪府の補助対象は就学前児童までで、所得要件もございまして、この要件に沿った範囲でのみ助成費の2分の1が大阪府から補助されているものでございます。熊取町は、子育て世代の方がより安心して子育てできる環境を整えるために、平成27年4月から通院、入院医療費の助成対象を中学校卒業まで拡充したところでございます。所得要件につきましても設けてはおりません。

そして、助成内容ですが、4つの医療費助成とも同じでございます、現行制度の概要の一番下のところですけれども、一部自己負担額にありますとおり、1医療機関当たり、入通院1日につきまして500円以内、月2回を限度としまして、つまり1つの医療機関で1月の間に3回以上通院しますと、3回目以降は一部自己負担はなしになりまして、複数の医療機関に入通院いたしましても、1日当たり2,500円を超える負担が生じたときには、申請をいただくことで償還させていただくというものでございます。また、院外調剤に係ります自己負担はございません。

以上が、現在の医療費助成の概要でございます。

次に、今回の福祉医療費助成制度の再構築に至る経緯でございますが、この助成制度は全ての都道府県、市町村で実施されておりました、事実上のナショナルミニマムとなっておりますことから、その現状を踏まえまして、国において制度化されるように、これまでも府・市町村で要望されてきたところでございます。しかしながら、医療のセーフティーネットとして不可欠な制度でありますので、国が制度化するまでの間は地方単独事業として維持していかざるを得ず、また対象者の増加、医療費の増嵩、加えて府・市町村の厳しい財政状況のもと、制度の維持継続のためには不断の見直しが必要となっているものでございます。そして、これまでも対象者の範囲や給付と負担のあり方についても研究が重ねられるとともに、国の他の公費負担医療制度との整合性をも考慮した、持続可能な制度構築が検討されてきたところでございます。

今回の再構築の対象になりますのは、主に老人医療と障がい者医療でございますが、平成23年度に改正障害者基本法が施行され、その他の心身の機能障がい者が加わりまして、平成24年には障害者自立支援法が、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律として改正され、平成25年度からは、治療方法が確立していない疾病、その他の特殊な疾病として厚生労働大臣が定めた疾病、いわゆる難病も福祉サービスの対象となりました。これらの情勢の変化を背景としまして、大阪府におきましても、障がい者の定義に含まれる精神障がい者や難病患者への年齢によらない助成が望まれていることを受けまして、今回の再構築案が示されているものでございます。

それでは、福祉医療費助成制度の再構築における府の考え方（案）につきまして、資料をもとにご説明申し上げます。

資料1 ページ、左側の上の枠をごらんください。

まず、福祉医療費助成制度の再構築に至る背景と必要性ですが、障がい福祉サービス・公費負担医療等では、障がい種別にかかわらず共通の制度のもとで一元的に提供され、難病も障がい福祉サービスの対象となっておりますが、現行64歳以下が年齢要件となっております障がい者医療では、精神障がい者と難病患者は対象外となっております。また、裁判所からDV保護命令が出されたDV被害者は、児童扶養手当の支給対象にはなっていますが、ひとり親家庭医療では対象外となっております。また、高齢化の進展、医療の高度化に伴う医療費の増嵩や福祉医療の再構築における対象拡充によりまして、今後所要額が増加することが見込まれております。

このような状況のもと今、時代の要請から、精神障がい者、難病患者やDV被害者への対象拡充

等の必要があるとともに、今後も持続可能な制度としていくためにも、真に必要な対象者へ選択、集中するとともに、受益と負担の適正化を図ることが必要であります。

現行の制度の概要は、左側の下の表にまとめられておりますので、後ほどお目通しいただきたいと思っております。

次に、資料1ページの右側の枠の下のほうですけれども、再構築のイメージというところがございます。そちらをごらんください。このイメージ図をもとに、老人医療、障がい者医療の現行制度と再編後どうなるかを簡単にご説明申し上げます。

まず現行制度ですが、イメージ図左側から3列の実線で囲いました部分と、右側から3列の点線で囲っております部分はその対象の部分となっております。そして、イメージを上下に分けまして、65歳以上と64歳以下で2分してございまして、上が老人医療、下が障がい者医療となっているものでございます。

次に、再編によってこの2つは重度障がい者医療に一本化されます。まず、イメージの右側の3列の点線囲いの部分は対象外となります。そして、イメージの真ん中の新たな対象として、2列の実線の囲いの部分が用意されます。65歳以上では、精神通院は手帳1級所持者に限定され継続されまして、難病は、疾患数は多くなりますが重度に限定されて継続されるものです。そして、今回新たに追加対象としまして、網かけ部分として、64歳以下で重度に限定されますが、精神通院と難病も対象になるものです。また、左側の3列は現行どおり継続されまして、結果として、重度に限定されるものの年齢にかかわらず、そして障がいの種別にかかわらず、また難病も対象になるものでございます。2つが一本化されまして、重度障がい者医療に再編されるものでございます。

本町での具体的な対象者数を説明いたしますと、イメージ図の左側の3列の該当者数は約860人、右側の3列の点線囲いに該当するのが約200人、そして真ん中の2列に該当するのが約50人となる見込みとなっております。

次に、ひとり親家庭医療ですが、資料1ページの右側一番下にありまして、児童扶養手当の受給が助成対象の要件となっておりますが、裁判所からDV保護命令が出されたDV被害者は、既に児童扶養手当の支給対象となっているものの、現在ひとり親家庭の医療の対象とはなっていないために、これにつきまして対象の拡充が行われるもので、その他の要件等、現行どおりとなっております。

次に、子ども医療費助成につきましては、今回の再構築の対象にはなっておりません。現行どおりのままです。

続きまして資料2ページ、裏面をごらんください。

左側の上の枠ですけれども、訪問看護につきましては、障がい者施策におきまして、平成29年1月1日から訪問看護ステーションが行う訪問看護につきましても助成が拡充されております。そして、今回の福祉医療費助成制度の再構築の施行にあわせまして、この訪問看護に対する助成は重度障がい者医療に移行されるというものでございます。

次に、所要額の将来推計につきましては大阪府が試算したものでございますので、後ほどお目通しいただきたいと思っております。

次に、右側の一部自己負担額につきましてご説明申し上げます。

冒頭に、現行制度の中で少し触れましたが、1医療機関当たり入通院1日につきまして500円以内、月2回を限度、つまり1つの医療機関で1月の間に3回以上通院しますと3回目以降は一部負担額はなしになりまして、複数の医療機関に入通院しましても、2,500円を超える負担が生じたときには、申請いただくことで償還させていただくというものでございます。これを、受益と負担の適正化を図るために、これまで負担のなかった院外調剤につきまして自己負担を導入するとともに、1医療機関当たりの月額上限を撤廃し、入院、通院、院外調剤、それぞれで1医療機関当たり1日500円以内とするものでございます。上限2,500円につきましては、福祉医療制度の持続可能性の確保の観点から3,000円として、500円の引き上げにとどめているものでございます。

ただし、一部自己負担の取り扱いにつきましては、ひとり親家庭医療と子ども医療は現行制度を維持するというものでございます。これは、今回の再構築の多くは精神障がい者、難病患者への対象拡充など新しい重度障がい者医療費助成に関するものでございまして、府政の緊急課題として子どもの貧困対策の重要性が増していることや、子どもに係る負担の引き上げについては議会、市町村から慎重に検討すべきだとの意見が多いこと、また、1人当たりの年間助成額にありますとおり、子ども医療、ひとり親家庭医療と障がい者医療では受益に差異があることなどによるものでございます。

最後に、実施時期でございますが、平成30年4月診療から実施されるものでございます。

なお、現在、大阪府議会でこの福祉医療費助成制度の再構築について審議されておりますので、大阪府の考え方がまとまりましたら改めてご報告させていただくとともに、この大阪府議会での審議の経過に注視し、採決の動向を見定め、本町においても所要の措置をとるものとし、来る平成29年6月定例会へ、関係条例の改正案と対象者の皆様への周知に要する費用及び必要に応じてシステム改修に係る経費などを補正予算として上程させていただく予定としております。

以上でございます。

議長（重光俊則君）ありがとうございました。

理解のために、何か質問があれば、よろしいですか。

（「なし」の声あり）

ほかにありませんか。明松企画部理事。

企画部理事（明松大介君）すみません、この場をおかりしまして、1件ご案内のほうをさせていただきたいと思います。

今年度なんですけれども、地方創生の加速化交付金を活用いたしまして作成しておりました本町の新たなプロモーションツールとなります若年者向け情報誌と動画のほう、いよいよ今月27日に完成する予定というところでございます。つきましては、外向けにオープンする前に、まずは議会議員の皆様と、それから一部職員に対しまして、議会の最終日となります30日の、ちょっと時間があくかなというところで申しわけないんですけれども、午後4時30分から、時間のほうは40分程度見ているんですけれども、午後4時30分からこちらの委員会室のほうにて、お披露目の視聴会のほうを開催したいというふうに考えてございます。

なお、当日は作成の協力をいただきました学生の代表者にもご参加いただきまして、感想なども添えてお披露目のほうをしたいなというふうに考えてございます。

詳しくのほうなんですけれども、近日中にご案内状のほうをレターボックスのほうに投函させていただきたいというふうに考えておりますので、そちらのほうでご確認いただきまして、お時間の許される議員各位におかれましては、ぜひともご参加いただければというふうに思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上でございます。

議長（重光俊則君）ほかに何かありますか。よろしいですか。

（「なし」の声あり）

ないようですので、以上で議員全員協議会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。

（「14時06分」閉会）

以上の協議会の次第は議会事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため、ここに署名する。

議長

重光俊則